

第5章 審議会等の活動状況

第1節 金融審議会等

I 金融審議会の構成（別紙1～2参照）

II 2022 事務年度の開催実績

1. 総会・金融分科会合同会合

（1）第50回総会・第38回金融分科会合同会合（2022年9月30日開催）
（別紙3参照）

（2）第51回総会・第39回金融分科会合同会合（2023年3月2日開催）
（別紙4参照）

2. ワーキング・グループ等

（1）市場制度ワーキング・グループ

開催実績：2022年9月以降、4回にわたり、開催。

メンバー：（別紙5参照）

報告書：

・「市場制度ワーキング・グループ第二次中間整理」（2022年12月21日公表）

※報告書は以下リンクを参照

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221221/houkoku.pdf

（2）ディスクロージャーワーキング・グループ（令和4年度）

開催実績：2022年10月以降、4回にわたり、開催。

メンバー：（別紙6参照）

報告書：

・「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（2022年12月27日公表）（別紙7参照）

（3）顧客本位タスクフォース

開催実績：2022年9月以降、5回にわたり、開催。

メンバー：（別紙8参照）

報告書：

・「顧客本位タスクフォース中間報告」（2022年12月9日公表）
（別紙9参照）

（4）事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ

開催実績：2022年11月以降、7回にわたり、開催。

メンバー：（別紙10参照）

報告書：

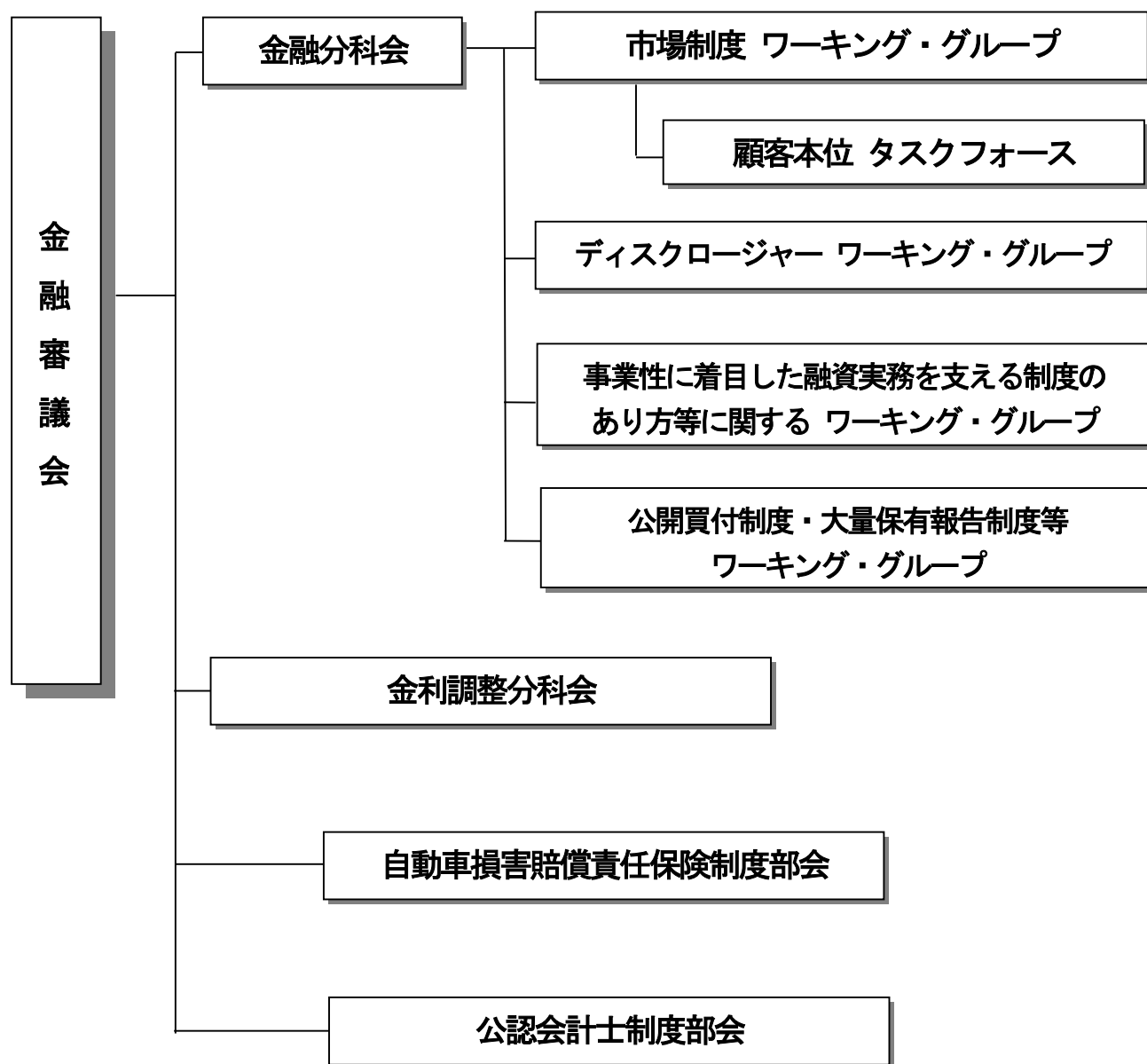
- ・「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ報告」（2023 年 2 月 10 日公表）

※報告書は以下リンクを参照

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20230210/01.pdf

- （５）公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ
開催実績：2023 年 6 月に 1 回開催。
メンバー：（別紙 11 参照）
- （６）デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会
開催実績：2022 年 10 月以降、5 回にわたり、開催。
メンバー：（別紙 12 参照）

金融審議会の構成



その他有識者会議

デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会

金融審議会委員名簿

(別紙2)

令和5年3月2日現在

会 長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
委 員	岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長
	加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川口 恭弘	同志社大学法学部教授
	河村 芳彦	株式会社日立製作所 代表執行役執行役副社長
	北尾 早霧	東京大学大学院経済学研究科教授
	河野 康子	一般財団法人日本消費者協会理事
	小林 いずみ	ANAホールディングス株式会社社外取締役
	佐古 和恵	早稲田大学理工学術院教授
	佐々木 百合	明治学院大学経済学部教授
	富田 珠代	日本労働組合総連合会総合政策推進局総合局長
	星 岳雄	東京大学大学院経済学研究科教授
	松井 智予	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
	山本 眞弓	弁護士(銀座新明和法律事務所)
	吉戒 孝	福岡銀行 顧問
	渡辺 安虎	東京大学大学院経済学研究科教授

[計18名]

(敬称略・五十音順)

第 50 回金融審議会総会・第 38 回金融分科会 議事次第

日時：令和 4 年 9 月 30 日（金）13：30～15：00

場所：中央合同庁舎第 7 号館 13 階 共用第 1 特別会議室
及び オンライン形式

1. 開会
2. 政務挨拶及び諮問
3. 諮問事項にかかる報告等
4. 2022 事務年度金融行政方針について
5. 討議
6. 閉会

第 51 回金融審議会総会・第 39 回金融分科会 議事次第

日時：令和 5 年 3 月 2 日（木）15：00～16：30

場所：中央合同庁舎第 7 号館 13 階 共用第 1 特別会議室
及び オンライン形式

1. 開会

会長互選

3. 政務挨拶及び諮問

4. 諮問事項にかかる報告等

5. 討議

6. 閉会

「市場制度ワーキング・グループ」 メンバー名簿

2022 年 12 月 12 日現在

座 長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
委 員	有吉 尚哉	弁護士（西村あさひ法律事務所）
	井口 譲二	ニッセイアセットマネジメント(株)チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー 執行役員 統括部長
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	坂 勇一郎	弁護士（東京合同法律事務所）
	佐々木百合	明治学院大学経済学部教授
	武田 洋子	三菱総合研究所 研究理事 システム部門副部門長兼政策・経済センター長
	野村亜紀子	野村資本市場研究所研究部長
	原田喜美枝	中央大学商学部教授
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	松尾 健一	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	松岡 直美	ソニーグループ（株）執行役員 (日本経済団体連合会 金融・資本市場委員会 資本市場部会長)
	森下 哲朗	上智大学法学部教授

(敬称略・五十音順)

オブザーバー	全国銀行協会	国際銀行協会	日本証券業協会
	投資信託協会	日本投資顧問業協会	第二種金融商品取引業協会
	日本 STO 協会	証券・金融商品あっせん相談センター	信託協会
	生命保険協会	日本プライベート・エクイティ協会	
	日本ベンチャーキャピタル協会	日本取引所グループ	
	財務省	経済産業省	国土交通省 日本銀行

「ディスクロージャーワーキング・グループ」メンバー名簿

令和4年10月5日現在

座 委	長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科 教授
	員	井口 譲二	ニッセイアセットマネジメント株式会社 執行役員 統括部長 チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー
		上田 亮子	株式会社日本投資環境研究所 主任研究員
		近江 静子	JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社 インベストメント・スチュワードシップ統括責任者エグゼクティブ ディレクター
		小倉 加奈子	公認会計士
		柿原 アツ子	川崎重工業株式会社 執行役員マーケティング本部長
		神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
		清原 健	清原国際法律事務所 代表弁護士
		熊谷 五郎	みずほ証券株式会社グローバル戦略部産官学連携室 上級研究員 公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計部長
		黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科 教授
		小林 いずみ	ANA ホールディングス株式会社 社外取締役
		佐々木 啓吾	住友化学株式会社 常務執行役員
		三瓶 裕喜	アストナリング・アドバイザー合同会社 代表
		渋澤 健	シブサワ・アンド・カンパニー株式会社代表取締役
		高村 ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター 教授
		田代 桂子	株式会社大和証券グループ本社 取締役兼執行役員副社長
		永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会) 世話人
		中野 貴之	法政大学キャリアデザイン学部 教授
		松元 暢子	慶應義塾大学法学部 教授

オブザーバー

東京証券取引所 日本監査役協会 日本経済団体連合会
関西経済連合会 日本公認会計士協会 日本労働組合総連合会
法務省 財務省 経済産業省 日本銀行

(敬称略・五十音順)

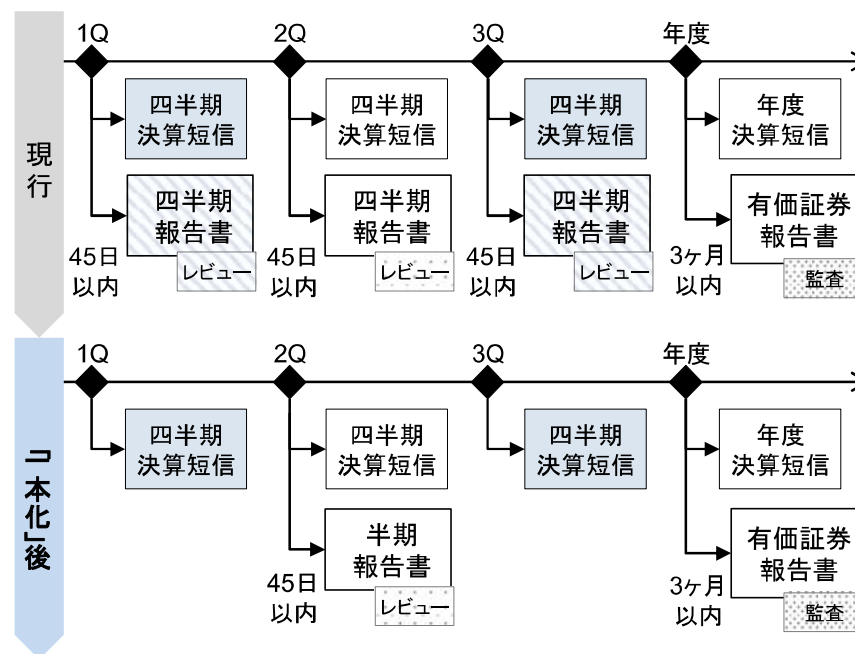
金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要(四半期開示)(2022年12月公表)

- ディスクロージャーワーキング・グループでは、2022年6月の報告において検討事項とされた、四半期開示とサステナビリティ開示について審議。このうち、四半期開示について、以下の内容を取りまとめ

四半期開示

(法改正事項)

- 企業が都度発信する情報の重要性の高まりを踏まえ、取引所の適時開示の充実を図りながら、**将来的に**、期中において、情報の信頼性を確保しつつ、**適時の情報開示に重点を置いた枠組みに見直すことも議論**
- 四半期開示(第1・第3四半期)について、**金融商品取引法上の開示義務を廃止**し(法改正事項)、取引所の規則に基づく**四半期決算短信へ「一本化」**するべく、具体化を取りまとめ
 - 当面は、**四半期決算短信を一律義務付け**。今後、適時開示の充実の状況等を見ながら、**任意化について継続的に検討**
 - **開示内容**については、四半期決算短信の開示事項をベースに、**投資家からの要望が特に強い情報**(セグメント情報等)を追加
 - **監査人によるレビュー**については、**任意とするが、会計不正等が起こった場合には一定期間義務付け**
 - **虚偽記載**に対しては、取引所のエンフォースメントをより**適切に実施**。ただし、意図的で悪質な虚偽記載については、罰則の対象になりうる
 - 半期報告書について、上場企業は、**現行の第2四半期報告書と同程度の記載内容と監査人のレビューを求めること**とし、提出期限は**決算後45日以内**に。非上場企業も**上場企業と同じ枠組みを選択可能**(法改正事項)
 - 半期報告書及び臨時報告書の金融商品取引法上の**公衆縦覧期間(各3又は1年間)を5年間へ延長**(法改正事項)



金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要(サステナビリティ開示)(2022年12月公表)

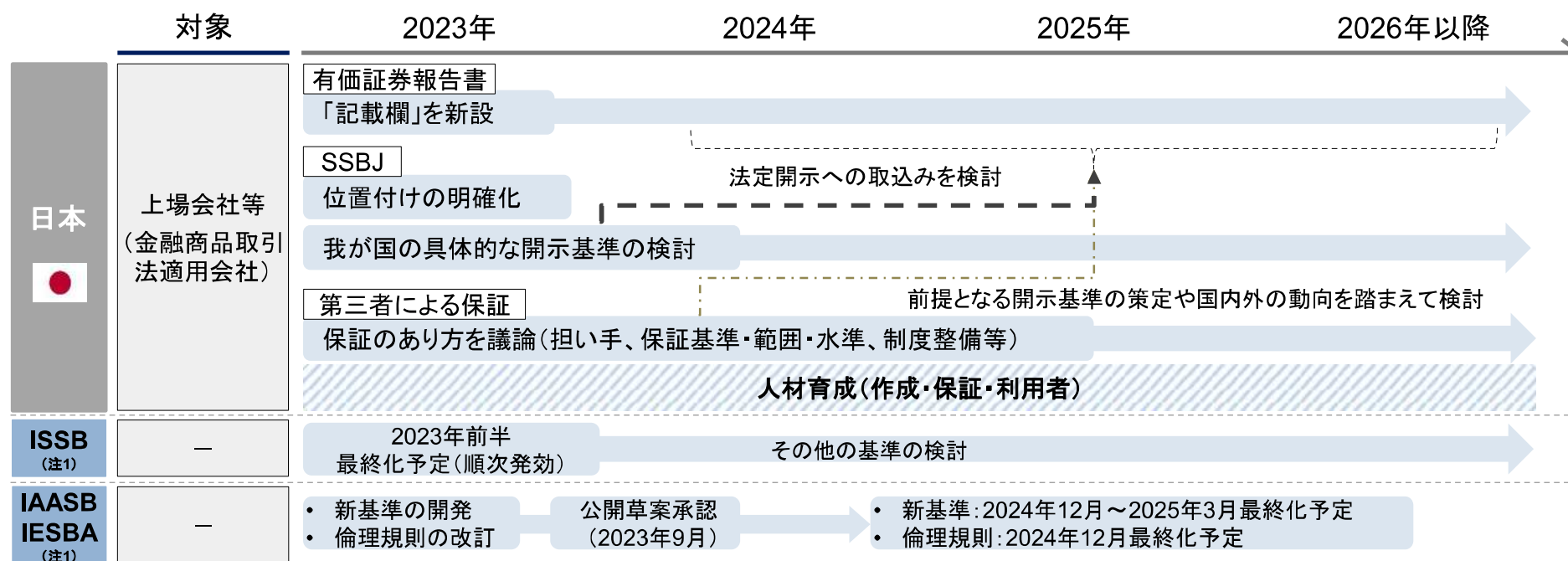
- ディスクロージャーワーキング・グループでは、2022年6月の報告において検討事項とされた、四半期開示とサステナビリティ開示について審議。このうち、サステナビリティ開示について、以下の内容を取りまとめ

サステナビリティ開示

- 我が国のサステナビリティ基準委員会(SSBJ)や今後策定される開示基準を、法令上の枠組みの中で位置づけ(府令事項)
 - 今後の検討課題(サステナビリティ開示基準、開示内容に対する第三者による保証^(※)等)、ロードマップについて議論
- ※保証とは、独立した第三者が、情報の信頼性を高めるために、その情報が正しいかどうかについて結論を表明すること

我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ

※ 将来の状況変化に応じて随時見直し



(注1)ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)、IAASB(国際監査・保証基準審議会)、IESBA(国際会計士倫理基準審議会)

(注2)米国は、大規模早期提出会社(時価総額700百万ドル以上等の要件を満たす会社)に、Scope1・2の開示を2023年度から適用開始し、その後、企業規模に応じて段階的に適用予定。

欧州は、従業員500人以上の上場会社等に、CSRD及びESRSを2024年度から適用開始し、その後、企業規模に応じて段階的に適用予定。加えて2028年度から、EU市場での純売上高が大きいEU域外企業グループへ適用予定。また、第三者による保証について、米国や欧州では、企業規模に応じて段階的に、限定的保証から導入し、合理的保証に移行する予定。

(別紙8)

「顧客本位タスクフォース」 メンバー名簿

2022 年 10 月 24 日現在

座 長	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員	有吉 尚哉	弁護士（西村あさひ法律事務所）
	岩城みずほ	NPO 法人みんなのお金のアドバイザー協会副理事長
	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
	坂 勇一郎	弁護士（東京合同法律事務所）
	佐々木百合	明治学院大学経済学部教授
	島田 知保	「投資信託事情」編集長
	竹川美奈子	LIFE MAP 合同会社 代表
	佃 秀昭	(株)ボードアドバイザーズ代表取締役社長
	永沢裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会世話人
	沼田 優子	帝京平成大学人文社会学部教授
	野尻 哲史	合同会社フィンウェル研究所代表
	松尾 健一	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	松元 暢子	慶應義塾大学法学部教授
	渡辺 安虎	東京大学大学院経済学研究科教授

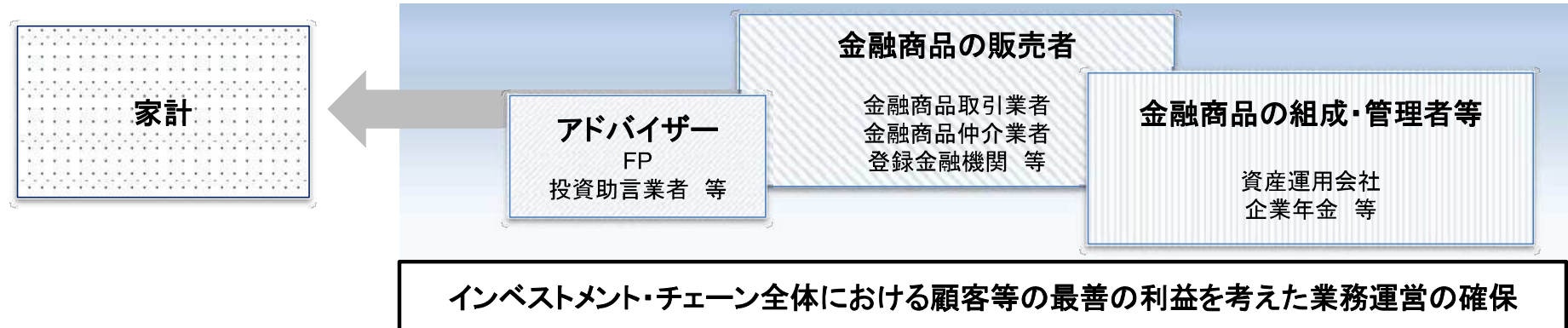
(敬称略・五十音順)

オブザーバー	全国銀行協会	国際銀行協会	日本証券業協会
	投資信託協会	日本投資顧問業協会	第二種金融商品取引業協会
	日本 STO 協会	証券・金融商品あっせん相談センター	信託協会
	生命保険協会	電子決済等代行事業者協会	日本金融サービス仲介業協会
	日本 FP 協会	ファイナンシャル・アドバイザー協会	
	日本経済団体連合会	日本取引所グループ	消費者庁 財務省 文部科学省
	厚生労働省	経済産業省	日本銀行（金融広報中央委員会）

金融審議会 市場制度ワーキング・グループ

顧客本位タスクフォース中間報告 概要(2022年12月9日)

- **家計の安定的な資産形成の実現**に向けて、インベストメント・チェーン(注1)全体における顧客や最終受益者の最善の利益を考えた業務運営の確保、顧客への情報提供・アドバイスの充実、金融リテラシー向上への取組み等、利用者の利便向上と保護を図るための幅広い施策が必要。政府において「**基本的な方針**」を策定し、これらの施策を関係者が協力して**総合的・計画的に実施**。



金融リテラシーの向上

- 個人が主体的に金融商品・サービスを選択し、安定的な資産形成を行えるよう、生活設計や家計管理、社会保障・税制度等も含む、広範な金融リテラシー向上の取組みの推進
- **金融経済教育の機会提供に向けた体制を整備(推進主体の常設化)**

- **顧客の最善の利益を図るべきであることを、金融事業者及び企業年金関係者なども含む資産形成を支える幅広い主体一般に共通する義務として定める**などにより、顧客本位の業務運営の定着・底上げや横断化

顧客への情報提供・アドバイス

- **顧客の立場に立ったアドバイザーの見える化**
- **顧客への分かりやすい情報提供のルール化、デジタル技術の情報提供への活用**
- **利益相反の可能性と手数料等についての顧客への情報提供のルール化**
- 組成者が組成に係る費用等を販売会社に情報提供するための体制整備

資産運用業

- 資産運用会社のガバナンスや独立性の確保、プロダクトガバナンス(注2)の確保、に向けて、「顧客本位の業務運営の原則」の見直しやルール化等を検討

(注1) 顧客・受益者から投資先企業へ投資がなされ、その価値向上に伴う配当等が家計に還元される一連の流れ。

(注2) 想定する顧客を明確にし、その利益に適う商品を組成するとともに、そうした商品が想定した顧客に必要な情報とともに提供されるよう、販売にあたる金融事業者へ必要な情報を提供することや、商品組成・情報提供のあり方について継続的に評価・検証等を行うこと。

「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等
に関するワーキング・グループ」メンバー等名簿

2023 年 2 月 10 日現在

座 長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授	
委 員	伊藤 麻美	日本電鍍工業(株)代表取締役	
	井上 聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所）	
	大澤加奈子	弁護士（梶谷綜合法律事務所）	
	大西正一郎	フロンティア・マネジメント(株)代表取締役	
	沖野 眞己	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	倉林 陽	DNX Ventures 日本代表	
	志甫 治宣	弁護士（三宅・今井・池田法律事務所）	
	菅野 百合	弁護士（西村あさひ法律事務所）	
	星 岳雄	東京大学大学院経済学研究科教授	
	堀内 秀晃	(株)ゴードン・ブラザーズ・ジャパン代表取締役社長	
	水町勇一郎	東京大学社会科学研究所教授	
	村上 陽子	日本労働組合総連合会副事務局長	
	安井 暢高	(株)メルカリ 政策企画マネージャー （日本経済団体連合会 スタートアップ委員会 スタートアップ政策タスクフォース委員）	
	山内 清行	日本商工会議所産業政策第一部長	
	山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授	
オブザーバー	全国銀行協会	全国地方銀行協会	第二地方銀行協会
	全国信用金庫協会	全国信用組合中央協会	株式会社商工組合中央金庫
	株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策投資銀行	日本公認会計士協会
	国際銀行協会	信託協会	内閣府
	法務省	厚生労働省	経済産業省
	特許庁	中小企業庁	日本銀行
	最高裁判所		

（敬称略・五十音順）

「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」メンバー等名簿

令和5年6月5日現在

座 委	長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科 教授
	員	飯田 秀総	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
		石綿 学	森・濱田松本法律事務所 弁護士
		太田 頼子	伊藤忠商事(株) 法務部 安全保障貿易管理室長 (兼)企画統括室長
		神作 裕之	学習院大学大学院法務研究科 教授
		黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科 教授
		桑原 聡子	外苑法律事務所 弁護士
		児玉 康平	(株)日立製作所 執行役常務 CLO 兼ゼネラルカウンセル兼 Deputy CRMO 兼オーディット担当
		齊藤 真紀	京都大学大学院法学研究科 教授
		三瓶 裕喜	アストナリング・アドバイザー合同会社 代表
		高山 与志子	ジェイ・ユーラス・アイアール(株) 副会長
		武井 一浩	西村あさひ法律事務所 弁護士
		田中 亘	東京大学社会科学研究所 教授
		玉井 裕子	長島・大野・常松法律事務所 弁護士
		角田 慎介	野村證券(株) 経営役 インベストメント・バンキング・プロダクト担当
		藤田 友敬	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
		堀井 浩之	三井住友トラスト・アセットマネジメント(株) 専務執行役員
		萬澤 陽子	チーフ・サステナビリティ&ストラテジー・オフィサー 筑波大学ビジネスサイエンス系 准教授
オブザーバー		東京証券取引所 日本経済団体連合会 関西経済連合会 日本投資顧問業協会 日本証券業協会 国際銀行協会 法務省 経済産業省	

(敬称略・五十音順)

「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」

メンバー等名簿

2023 年 6 月 30 日時点

座 長 神田 秀樹 学習院大学大学院法務研究科教授

メ ン バ ー 井上 聡 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

岩下 直行 京都大学公共政策大学院教授

翁 百合 (株)日本総合研究所理事長

加藤 貴仁 東京大学大学院法学政治学研究科教授

神作 裕之 学習院大学大学院法務研究科教授

栗田 太郎 ソニー(株)FeliCa 事業部チーフソフトウェアエンジニア

坂 勇一郎 弁護士（東京合同法律事務所）

佐古 和恵 早稲田大学理工学術院教授

野田 俊也 東京大学大学院経済学研究科講師

松尾真一郎 ジョージタウン大学研究教授（当時）

松本 勇氣 (株)LayerX 代表取締役 C T O

森下 哲朗 上智大学法科大学院教授

横関 智弘 東京大学大学院工学系研究科准教授

オブザーバー 財務省 日本銀行 預金保険機構

（敬称略・五十音順）

第2節 自動車損害賠償責任保険審議会（別紙1～2参照）

自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

(令和5年1月13日現在)

会 長	藤 田 友 敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員	大 野 澄 子	弁護士
	加 藤 憲 治	一般社団法人日本自動車会議所保険特別委員長
	金 子 晃 浩	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	京 井 和 子	NPO法人いのちのミュージアム事務局
	慶 島 譲 治	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長
	武 田 涼 子	弁護士
	寺 田 一 薫	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
	中 嶋 陽 二	一般社団法人日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長
	長 島 佳 史	全国共済農業協同組合連合会代表理事専務
	中 林 真 理 子	明治大学商学部教授
	細 川 昭 子	弁護士
	唯 根 妙 子	特定非営利活動法人消費者機構日本常任理事
特別委員	川 口 伸 吾	損害保険料率算出機構専務理事
	桑 山 雄 次	全国遷延性意識障害者・家族の会代表
	坂 口 正 芳	一般社団法人日本自動車連盟会長
	波 多 江 久 美 子	明治学院大学法学部教授 弁護士
	細 川 秀 一	公益社団法人日本医師会常任理事
	宮 木 由 貴 子	第一生命経済研究所取締役 ライフデザイン研究部長兼主席 研究員
	麦 倉 泰 子	関東学院大学社会学部教授

(敬称略・五十音順)

[Tweet](#)

第145回・第146回自動車損害賠償責任保険審議会の開催結果について

- 令和5年1月13日15時00分から第145回自動車損害賠償責任保険審議会、令和5年1月20日15時00分から第146回自動車損害賠償責任保険審議会、それぞれが開催されました。
- 第145回自動車損害賠償責任保険審議会においては、令和4年度料率検証結果の報告が行われました。報告された損害率（※1）は次のとおりです。

(単位：%)

契約年度	令和4年度	令和5年度
前回（令和3年4月） 改定時予定損害率	122.3	
令和4年度検証結果 による損害率	110.1	107.9

(※1) 損害率 = (支払保険金 / 収入純保険料) × 100

審議の結果、今後の料率のあり方については、次の2点を踏まえて、令和5年度より、自賠責保険の収入と支出が見合う料率水準とすることが適当であるとの方向性が示されました。

- 保険収支の状況を見た場合、交通事故の減少等により、損害率については107.9%と、前回の基準料率改定時の想定以上の黒字となっていること
- 保険契約者への還元に活用される滞留資金の残高は、増加傾向にあること

- 来年度以降の審議会は、議題となり得る事案等を十分勘案した上で審議会の開催回数や所要時間を柔軟に決定することを通じて、議論の質を落とさないことを前提に、基準料率の改定がある場合も含めて、原則年1回で運営することとなりました。
- 第146回自動車損害賠償責任保険審議会においては、前回審議会で示された方向性に沿って、損害保険料率算出機構から届出のあった新たな基準料率に関して諮問が行われました。
審議の結果、新たな基準料率を本年4月1日より適用することなどについて了承されました。
- 新たな基準料率は、全車種等の平均で11.4%の引下げ（現行基準料率比）となります。
例えば、自家用乗用自動車2年契約の保険料（※2）は、17,650円となります。（現行基準料率の同契約の保険料は20,010円で、現行基準料率比で11.8%の引下げとなります）
（※2）離島以外の地域（沖縄県を除く）

（参考）諮問に対するの答申、議事要旨、及び議事録については後日公表します。

お問い合わせ先

金融庁監督局保険課

Tel 03-3506-6000（代表）（内線2335、2657）

相談・手続・採用情報

各種窓口のご案内

[金融サービス利用者相談室](#)
[金融行政モニター](#)
[情報公開等](#)
[パブリックコメント](#)
[申請・届出・照会](#)
[入札公告等](#)
[採用情報](#)

新着情報配信サービス

[金融庁ソーシャルメディア
アカウント](#)

関連リンク

[証券取引等監視委員会](#)
[公認会計士・監査審査会](#)

サイトマップ

第3節 企業会計審議会

I 企業会計審議会の構成

企業会計審議会（会長：徳賀芳弘 京都大学名誉教授）は、会計を巡る事項、監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議などを行うこととされており、その下に、会計部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。（別紙1参照）

II 2022 事務年度の審議状況

1. 企業会計審議会総会・第9回会計部会（2022年9月29日開催）

総会・第9回会計部会以後に開催した企業会計審議会は、2021 事務年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、オンライン会議での開催となった。

総会では、内部統制を巡る動向について議論した後、今後内部統制部会において、内部統制の実効性向上に向けて審議することが了承された。

また、以下について金融庁、企業会計基準委員会及び財務会計基準機構から最近の取組状況等の報告の後、議論が行われた。

・会計監査・会計基準を巡る主な動向

- ① 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要（サステナビリティ開示、四半期開示）
- ② 公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律の概要
- ③ 会計基準を巡る変遷と最近の状況
- ④ ASBJの活動状況
- ⑤ 国際会計人材の育成の取組み

2. 企業会計審議会第22回内部統制部会（2022年10月13日開催）

我が国における内部統制報告制度の現状と国際的な議論の進展を踏まえ、主な制度的論点について議論を行った。

3. 企業会計審議会第23回内部統制部会（2022年11月8日開催）

第22回部会の主な議論を整理した上で、内部統制報告制度の見直しの方向性について議論を行った。

4. 企業会計審議会第24回内部統制部会（2022年12月8日開催）

これまで議論された内部統制報告制度の見直しの方向性を踏まえ、財務報告に係る内部統制基準・実施基準の改訂に係る公開草案を取りまとめ、公表し、広く一般に意見募集を行うことが了承された。

これを踏まえ、2022年12月15日に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂に

ついて（公開草案）」を公表した。

5. 企業会計審議会総会（2023 年 4 月 7 日開催）

2023 年 1 月にかけて広く意見募集を行い、寄せられたコメントを踏まえ所要の修正を行った内部統制基準・実施基準の改訂が了承された。

また、以下について事務局より説明の後、議論が行われ、「四半期開示の見直しに伴う監査人のレビューに係る必要な対応」については、今後、監査部会にて審議すること、「国際会計基準への対応」については、今後、会計部会でも審議することが承認された。

・開示・会計監査を巡る国内外の動向

- ① 四半期開示の見直しに関する法案の概要
- ② サステナビリティ開示に関する内閣府令の改正
- ③ 改正公認会計士法に伴う政府令の改正
- ④ 監査証明府令の改正
- ⑤ 国際監査基準における主な改訂

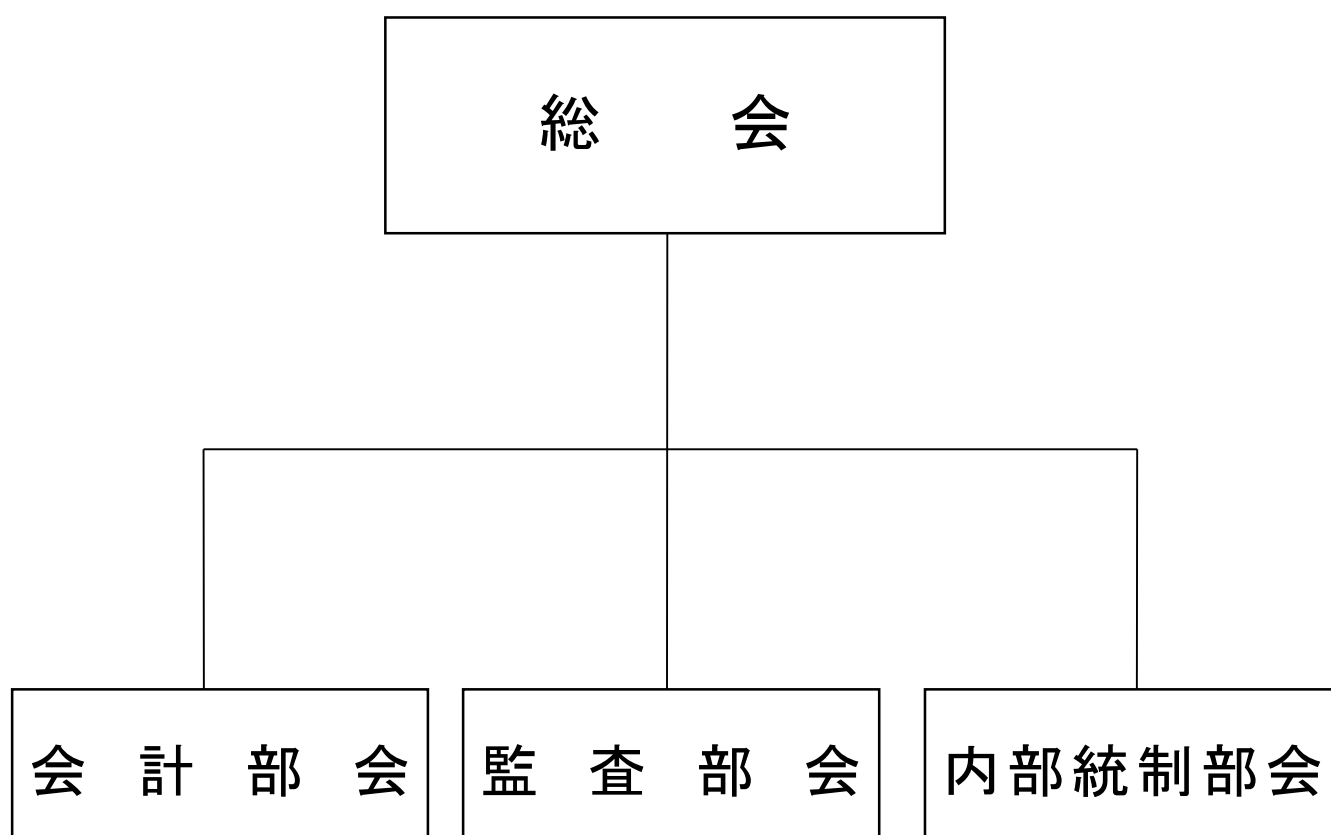
・国際会計基準への対応

6. 企業会計審議会第 10 回会計部会（2023 年 6 月 2 日開催）

2023 年 4 月 7 日に開催された企業会計審議会総会において、「国際会計基準への対応」について、会計関係者で構成される会計部会で議論することとされた。

これを踏まえ、関係者から国際会計基準を巡る現状等を説明した上で、① I F R S 任意適用企業の拡大促進、② I F R S に関する国際的な意見発信、③ 日本基準の高品質化、④ 国際的な会計人材の育成について議論を行った。

企 業 会 計 審 議 会 の 組 織



第4節 金融トラブル連絡調整協議会

I 経緯

金融トラブル連絡調整協議会（座長：神作裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授）は、金融審議会答申（2000年6月）を踏まえ、業態の枠を超えた情報・意見交換等を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善につなげることを目的として、消費者団体、学識経験者、業界団体・自主規制機関、関係行政機関等の参加により、同年9月より開催しているものである。（別紙1参照）

II 議論の状況

2000年9月7日の第1回会合以降、これまで64回の協議会を開催してきた。

第63回金融トラブル連絡調整協議会

2023年1月6日、第63回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（令和4年度上半期）及び「ADR機関からのフィードバックを受けた金融機関側の対応状況」等について報告・意見交換等を行った。

第64回金融トラブル連絡調整協議会

2023年6月23日、第64回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（令和4年度）及び「ここ3年の相談・苦情・紛争解決対応における工夫・取組と今後への継続・課題」等について報告・意見交換等を行った。（別紙2、3参照）

(別紙 1)

金融トラブル連絡調整協議会委員名簿

令和 5 年 6 月 23 日現在

(消費者行政機関等)

消費者庁地方協力課長
国民生活センター紛争解決委員会事務局長
東京都消費生活総合センター所長
日本司法支援センター本部第一事業部情報提供課長

加藤 卓生
猪又 健夫
小菅 秀記
千葉 城作

(消費者団体)

全国消費者団体連絡会政策スタッフ
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会元理事
全国消費生活相談員協会参与

大出 友記子
唯根 妙子
渡邊 千穂

(指定紛争解決機関)

全国銀行協会金融ADR部長
信託協会信託相談所長
生命保険協会生命保険相談所事務局長
日本損害保険協会損害保険相談・紛争解決サポートセンター本部長
保険オンブズマン専務理事
日本少額短期保険協会事務局長
証券・金融商品あっせん相談センター事務局長
日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター長

寺内 美穂子
西川 紀之
紅松 義隆
森脇 正尚
種村 尚志
大槻 正人
丸野 雅健
菅原 健

(業界団体・自主規制機関)

全国信用金庫協会業務管理部長
全国信用組合中央協会しんくみ相談所副所長
全国労働金庫協会常務理事兼法務部長
日本商品先物取引協会相談センター長
農林中央金庫総務部BCP統括室長(農漁協系統金融機関代表)
不動産証券化協会市場基盤ディビジョン(資格制度担当)兼苦情相談室長
日本資金決済業協会事務局長
日本暗号資産取引業協会管理部参与
日本金融サービス仲介業協会事務局長

関谷 祐樹
松本 裕司
菅谷 宏行
小河 哲
小間 崎久
深津 明
鈴木 徹
古井丸 裕隆
小柳 雅彦

(弁護士)

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
東京合同法律事務所

斎藤 輝夫
坂 勇一郎

(学識経験者)

【座長】 東京大学大学院法学政治学研究科教授
学習院大学大学院法務研究科教授
一般社団法人メディエーターズ代表理事
上智大学法学部教授
京都大学大学院法学研究科教授

冲野 眞己
神作 裕之
田中 圭子
森下 哲朗
山田 文

(金融当局)

金融庁総合政策局リスク分析総括課長
金融庁企画市場局総務課長
金融庁監督局総務課長
金融庁金融サービス利用者相談室長
経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐
厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課労働金庫業務室室長補佐
国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課不動産投資市場整備室課長補佐
総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長
農林水産省経営局金融調整課組合金融調査官

森 拓光
若原 幸雄
池田 賢志
青木 利和
山井 翔平
細田 豊
本田 雄治
小林 知也
安田 知己

〔計40名〕

(事務局)

金融庁金融トラブル解決制度推進室長

今西 隆浩

〔合計41名〕

(敬称略、順不同)

指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(別紙2)

1. 苦情処理手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 苦情処理手続件数(当期の状況)						(2) 苦情処理手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)									(3) 苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の 未済件数	当期の 受付件数	前年 同期比	受付件数 計	当期の 既済件数	当期の 未済件数														
							不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	計	
全国銀行協会	80	1,013	59%	1,093	983	110	0	750	81	0	33	1	118	983	618	211	121	32	982	
信託協会	4	11	10%	15	12	3	0	11	1	0	0	0	0	12	3	2	4	3	12	
生命保険協会	298	1,575	54%	1,873	1,506	367	0	1,093	339	0	7	0	67	1,506	703	340	338	125	1,506	
日本損害保険協会	1,203	3,489	1%	4,692	3,479	1,213	0	2,988	248	0	218	0	25	3,479	829	1,372	607	671	3,479	
保険オンブズマン	24	134	▲7%	158	142	16	5	60	31	0	46	0	0	142	68	53	21	0	142	
日本少額短期保険協会	3	33	10%	36	26	10	0	12	11	0	0	0	3	26	11	9	5	1	26	
証券・金融商品 あっせん相談センター	50	1,014	32%	1,064	950	114	0	784	166	0	0	0	0	950	675	232	37	6	950	
日本貸金業協会	1	7	▲22%	8	8	0	0	7	1	0	0	0	0	8	7	1	0	0	8	
合計	1,663	7,276	20%	8,939	7,106	1,833	5	5,705	878	0	304	1	213	7,106	2,914	2,220	1,133	838	7,105	

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

【凡例】

- 不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
- 解決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
- 移行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
- 不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
- 不調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの(移行を除く)。
- 移送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(別紙3)

2. 紛争解決手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1)紛争解決手続件数(当期の状況)						(2)紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)										(3)紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
				受付件数 計	当期の 既済件数	当期の 未済件数	成 立		成 立 以 外												
	前期の 未済件数	当期の 受付件数	前年 同期比				和解	特別 調停	見込み なし	双方の 離脱	一方の 離脱	不応諾	移送	その他	計	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	計	
全国銀行協会	43	88	▲7%	131	81	50	38	0	37	0	6	0	0	0	81	0	16	17	48	81	
信託協会	0	1	皆増	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	
生命保険協会	201	345	1%	546	336	210	22	75	220	0	19	0	0	0	336	15	34	161	126	336	
日本損害保険協会	203	502	5%	705	496	209	162	0	306	0	26	0	0	2	496	2	61	265	168	496	
保険オンブズマン	16	18	▲36%	34	30	4	15	0	14	0	0	0	0	1	30	1	13	12	4	30	
日本少額短期保険協会	2	11	▲42%	13	12	1	1	7	3	0	1	0	0	0	12	2	4	6	0	12	
証券・金融商品 あっせん相談センター	35	173	53%	208	126	82	85	0	38	0	2	0	0	1	126	1	45	69	11	126	
日本貸金業協会	0	5	400%	5	2	3	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0	2	
合計	500	1,143	6%	1,643	1,084	559	326	82	618	0	54	0	0	4	1,084	21	174	532	357	1,084	

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

【凡例】
○和解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
○特別調停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案（和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの）により解決したもの。
○見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
○双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
○一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
○不応諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
○移送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
○その他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。